

大空町水防計画

大 空 町

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 水防責任の大綱	1
第2章 水防組織	3
第1節 水防管理団体の組織と機構	3
第2節 河川管理者、隣接市町管理団体及び消防機関並びに警察官との協力、応援	3
第3章 重要水防区域	5
第1節 重要水防区域の指定	5
第2節 水防施設	8
第4章 通信連絡	11
第1節 町の通信施設	11
第2節 水防通信	11
第3節 気象警報等の通信連絡	12
第4節 水防信号	18
第5章 水防活動	19
第1節 水防非常配備体制	19
第2節 監視及び警戒	20
第3節 警戒区域の設定	21
第4節 水防工法	21
第5節 決壊通報	22
第6節 水防標識及び立入検査証	23
第7節 避難及び立退き	24
第6章 公用負担等	25
第1節 権限行使	25
第2節 公用負担権限委任証	25
第3節 公用負担命令書	26

第4節	損失補償.....	26
第5節	公務災害補償.....	26
第7章	水防報告.....	27
第1節	水防報告.....	27
第2節	水防活動実施報告.....	27
第8章	水防訓練.....	28
第1節	水防訓練.....	28
第2節	津波避難訓練.....	28

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第32条の規定に基づき大空町（以下「町」という。）の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、河川の増水、津波等による水災を警戒し、防御することにより被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防責任の大綱

法に定める水防に関係ある機関及び町民等における水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1 水防管理団体

(1) 水防管理団体（町）

法第3条の規定に基づき、大空町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者（町長）

大空町防災会議に諮って北海道の水防計画に応じた水防計画を策定する。

2 網走地区消防組合

法及びこれに基づく水防計画の定めに従い、消防機関の出動等、水災時の応急対策を実施すること

3 網走開発建設部

(1) 所管する河川の水防警報の発表に関すること

(2) 所管する雨量水位観測所において観測した雨量水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること

(3) 所管する河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行う。さらに、洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、災害を軽減させるための助言、勧告をすること

(4) 網走地方气象台と共同で行う網走川水系洪水予報の発表に関すること

4 網走地方气象台

(1) 水防活動用気象注意報、水防活動用警報及び情報等（以下「水防活動用の防災気象情報」という。）の発表に関すること

(2) 網走開発建設部と共同で行う網走川水系洪水予報の発表に関すること

5 北海道

(1) オホーツク総合振興局地域政策部

ア 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導すること

イ 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に通知すること

（ア） 網走地方气象台が気象の状況により洪水等のおそれがあると認め発表する通知

- (イ) 法第 16 条第 1 項の規定により指定した河川につき、網走開発建設部長が発表する水防警報
- (ウ) 網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する網走川水系の洪水予報
- (2) オホーツク総合振興局網走建設管理部
 - ア 所管する河川の水防警報の発表に関すること
 - イ 道の所管する雨量水位観測所において観測した水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること
 - ウ 所管する河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと
 - エ 水防管理者に技術指導を行うこと

6 北海道警察北見方面本部網走警察署

- (1) 水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達に関する協力を行うこと
- (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等に関する協力を行うこと
- (3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締まりを行うこと

7 居住者等の義務

法第 24 条の規定に基づき、大空町の区域内に居住する者及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従う。

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体の組織と機構

1 組織

町は、洪水その他による水災の発生又は発生するおそれがあるときは、大空町災害対策本部条例（平成18年大空町条例第17号）に定めるところに準じ、水防本部にて水防に関する事務を処理する。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理する。

2 水防本部各班の業務分担

水防本部各班の組織及び業務分担は、一般災害編第5部「災害応急対策計画」第1章「防災組織」第3節「災害対策本部」のとおりとする。

3 消防機関の組織

消防機関の組織は、一般災害編第4部「災害予防計画」第7章「消防計画」のとおりとする。

第2節 河川管理者、隣接市町管理団体及び消防機関並びに警察官との協力、応援

1 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自ら業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に、それぞれ（1）または（2）の協力を行う。

（1）北海道開発局長の協力事項

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（網走川の水位・雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材等の貸与

オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

（2）北海道知事の協力事項

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与

2 隣接市町水防管理団体との協力応援

法第 23 条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりである。

大空町役場 東藻琴総合支所	市町村名	電話番号	消防機関
	北見市	0157-23-7111	0157-56-2155
	北見市(常呂総合支所)	0152-54-2111	0152-54-2630
	北見市(端野総合支所)	0152-56-2111	0157-56-2155
	網走市	0152-44-6111	0152-43-2220
	美幌町	73-1111	73-1211
	津別町	76-2151	76-2189

3 消防機関への出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、網走地区消防組合（以下「消防機関」という。）に対し、応急処置の実施に必要な準備、又は出動を要請する。

- (1) 要請を受けた消防機関は、水防管理者の所轄のもとに行動する。
- (2) 消防機関に要請する活動等は、大空町地域防災計画の定めに基づき、法の規定されている事項は次のとおりである。

- ア 増水、氾濫等の応急処置
- イ 警戒区域の設定
- ウ 危険区域の巡視
- エ 情報伝達等
- オ サイレン、無線、通信施設の使用
- カ 消防職団員の出動、その他機械・機具等の使用
- キ その他

4 警察官との協力応援

警察官との協力応援は、大空町地域防災計画（一般災害編）第 5 部「災害応急対策計画」第 8 章「災害警備計画」の定めるところに準じるものの他、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警察通信施設の使用 第 27 条第 2 項
- (2) 警戒区域の監視 法第 21 条第 2 項
- (3) 警察官の出動 法第 22 条
- (4) 避難、立退きの場合における通知 法第 29 条

第3章 重要水防区域

第1節 重要水防区域の指定

1 重要水防区域等の指定

町内河川等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、次のとおりである。

重要水防区域

河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 築堤高
網走川	左岸	堤防高	B	住吉築堤	18.10 ～ 20.10	2.03	19	3.68	5.18	5.18
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	20.30 ～ 23.50	3.28	21.8	5.75	7.25	8
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	23.90 ～ 24.70	0.68	24.2	7.58	9.08	9.6
網走川	左岸	堤防高	B	豊里築堤	25.10 ～ 26.10	1.07	25.6	8.61	10.11	10.85
網走川	右岸	堤防高	B	本郷築堤	18.10 ～ 24.50	6.32	21.2	5.31	6.81	7.24

河川名	左右岸	種別	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画 高水位	計画 築堤高	現況 築堤高
網走川	右岸	法崩れ 地すべり	B	本郷築堤	19.70 ～ 19.90	—	0.17	19.8	4.28	5.78	5.9
網走川	右岸	法崩れ 地すべり	B	本郷築堤	19.90 ～ 20.00	—	0.08	20	4.42	5.92	6.27
網走川	—	工作物	B	湖響橋	19	1	—	19	3.68	5.18	5.48
網走川	—	工作物	B	治水橋	20.23	1	—	20.23	4.59	6.09	6.24
網走川	—	工作物	B	豊郷橋	23.45	1	—	23.45	6.99	8.49	8.52
網走川	右岸	旧川跡	要注意	本郷築堤	20.91 ～ 21.15	—	0.24	21	5.18	6.68	7.09

重要水防区域（知事管理区間）

水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (Km)			終点位置 (Km)			重要水防区域延長	重要度	築堤有・無	備考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
網走川	女満別川	左岸	湖南	(市) 鷗橋から 0.15km 下流	0	湖南	JR から 0.05km 上流	0.4	0.4	A	有	
網走川	女満別川	左岸	湖南	JR から 0.05km 上流	0.4	湖南	(国) 女満別橋から 1.1km 上流	2.6	2.2	B	有	樋門
網走川	女満別川	左岸	湖南	(国) 女満別橋から 1.1km 上流	2.6	湖南	(町) 滴橋	3.5	0.9	B	有	
網走川	女満別川	右岸	朝日	(国) 女満別橋から 1.1km 上流	2.6	朝日	(町) 滴橋	3.5	0.9	B	有	
網走川	トマップ川	左岸	元町	JR から 0.07km 下流	0	元町	(町) 山本橋から 0.07km 上流	0.3	0.3	B	有	
網走川	トマップ川	左岸	元町	(町) 山本橋から 0.07km 上流	0.3	日の出町	(町) 公園橋から 0.1km 上流	0.5	0.2	B	有	
網走川	トマップ川	右岸	元町	JR から 0.07km 下流	0	元町	(町) 山本橋から 0.07km 上流	0.3	0.3	B	有	
網走川	トマップ川	右岸	元町	(町) 山本橋から 0.07km 上流	0.3	日の出町	(町) 公園橋から 0.1km 上流	0.5	0.2	B	有	

2 被害発生予想区域

災害の発生が予想される区域は、次のとおりである。

(1) 河川氾濫

被害発生予想区域					予想される被害	
地区名	水系名	河川名	危険区域延長 (m)	災害の要因	耕地 (ha)	その他
本郷、住吉、豊里	網走川	網走川	6,200	決壊、漏水	946	—
湖南地区	網走川	女満別川	6,000	決壊、漏水	畑 20	—
旭橋～藻琴橋	藻琴川	藻琴川	500	決壊	畑	—

(2) 市街地における低地帯の浸水予測区域

被害発生予想区域					予想される被害	
地区名	水系名	河川名	危険区域延長 (m)	災害の要因	耕地 (ha)	その他
日の出・公園	網走川	トマップ川	2,000	降雨・融雪による湖水逆流	畑 3	—
湖畔	網走川	網走川(湖)	5,000	降雨・融雪による増水	—	キャンプ場、道路の冠水

第2節 水防施設

町内河川の水位及び雨量観測所は、次のとおりである。

1 水位観測

河川名	観測所名	位置	所管	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)
網走川	本郷	女満別 本郷	北海道開発局	2.60	3.20	5.10	5.30
	川尻漁場	女満別 湖南	北海道開発局	0.90	1.00		
トマップ川	トマップ川	女満別	北海道	1.41	1.93		2.51

2 雨量観測

所轄区分	観測所名	河川名	位置	通報先（照会先）	電話番号
北海道開発局	本郷	網走川	女満別本郷 219	網走開発建設部 北見河川事務所	0157-23-6118
北海道	東藻琴	藻琴川	東藻琴 741 先	オホーツク総合振興局 網走建設管理部	0152-41-0734 治水課河川係
気象庁	女満別		女満別中央		
	東藻琴		東藻琴		
	藻琴山		東藻琴山園		

次のホームページから水位・雨量の観測情報を参照可能。

○国土交通省—市町村向け「川の防災情報」http://city.river.go.jp/title_city.html

○国土交通省防災情報センター<http://bosaijoho.go.jp/>

○国土交通省川の防災情報<http://www.river.go.jp/>

○気象庁<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

3 水防資機材の備蓄

町は、水防活動に必要な水防資機材を備蓄するとともに、必要に応じ町内業者から調達する。

4 水防用土砂採取

水防管理者は、有事に備え土砂を現地に堆積しておく。

5 水門等の操作

水門等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮できるよう努める。

- (1) 施設管理者は、気象等の状況の通達があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行う。
- (2) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作に支障のないようにする。
- (3) 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出する。

ア目的

イ操作員名

ウ操作の時期及び通報

エ操作に関する記録及び報告

オその他

水門等管理状況一覧

河川名	樋門・樋管名	所 管
網走川	住吉樋門	網走開発建設部
	豊里樋門	網走開発建設部
	黒瀬樋門	網走開発建設部
	本郷樋門	網走開発建設部
	川尻樋管	網走開発建設部
女満別川	今多下流樋管 今多樋管 大林樋管	網走建設管理部
	太田排水樋門 渡辺樋門 湖南樋門	網走建設管理部
	北村樋管 木曾樋管	網走建設管理部
	田代1号樋門 田代2号樋門 田上樋門 中川樋門	網走建設管理部
トマップ川	日の出樋門 上方樋門 日の出1号樋門 日の出3号樋門 山本樋門 日の出2号樋門 日の出4号樋門	網走建設管理部
本郷排水機場 (黒瀬川)	本郷樋門 本郷排水機場	網走川土地改良区
豊住排水機場 (旧網走川)	豊住排水機場	網走川土地改良区
大 排 水	住吉樋門 (住吉17線)	

第4章 通信連絡

第1節 町の通信施設

町の水災時における災害関連情報の伝達及び被害情報の収集・調査・報告は、一般対策編第5部「災害応急対策計画」第3章「災害情報通信計画」の定めるとおりである。

また、町と水防関係機関との通信連絡系統は、次のとおりとする。

連絡先	連絡責任者	第1系統	第2系統	第3系統
網走地区消防組合	消防長	0152-43-2221 FAX 45-1119	総合行政情報ネットワーク 6-661-3-490	消防無線
大空消防署	署長	0152-74-2619 FAX 74-4479	内線510	徒歩
網走開発建設部 (北見河川事務所)	計画課長	0157-23-6118 FAX 25-1299	内線27	自動車
オホーツク総合振興局		0152-41-0625 FAX 44-7261	総合行政情報ネットワーク 6-650-2191 FAX 6-650-4893	自動車
網走建設管理部	治水課長	0152-41-0736 FAX 43-4953	総合行政情報ネットワーク 6-650-4344	自動車
網走警察署	署長	0152-43-0110	警察無線	
女満別警察駐在所	所長	0152-74-2019	徒歩	
東藻琴警察駐在所	所長	0152-66-2810	徒歩	
大空町役場	町長	0152-74-2111 FAX 74-2191 74-3643	総合行政情報ネットワーク 6-664-3-206 FAX6-664-10	
東藻琴総合支所	総合支所長	0152-66-2131 FAX 66-2423	総合行政情報ネットワーク 6-663-3 FAX6-663-10	

第2節 水防通信

水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水災時の水防通信においては、町の通信施設を基本的に使用するが、水防上緊急を要する場合には、法第27条第2項の規定により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

第3節 気象警報等の通信連絡

1 水防活動用気象警報等

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、網走地方気象台及び網走開発建設部から発表される次の水防活動用の防災気象情報、洪水予報及び水防警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

区 分	種 類	発 表 機 関	適 用
予報(注意報を含む)、 警報並びに情報等 〔水防法〕 法第10条第1項 〔気象業務法〕 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	網走地方気象台	一般向け注意報及び 警報の発表をもって 代える。
指定河川洪水予報 〔水防法〕 法第10条第2項 〔気象業務法〕 第14条の2第2項	はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	網走開発建設部 網走地方気象台	指定河川について、 水位又は流量を示し て行う予報
水防警報 法第16条第3項	待 機 準 備 出 動 指 示 解 除	網走開発建設部 網走建設管理部	水防警報河川地域の 水防管理団体に水防 活動を行う必要があ ることを警告して発 表

※水防活動用注意報、警報及び情報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報、警報及び情報に含めて発表されるものである。従って、はん濫注意情報が発表されたときは、直ちに水防活動用の情報が発表されたことになる。

※洪水予報指定河川…網走川水系網走川、美幌川

※水防警報…北海道開発局又は知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警戒して発表する。

※水防警報河川…網走川

洪水予報の種類及び発表基準等

予報区域名	河川名	水位観測所	所在地	位置	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)
網走川	網走川	津別	網走郡津別町字最上	北緯 43° 42' 41" 東経 144° 00' 31"	68.90	69.80	70.50	70.70	72.29
		美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	北緯 43° 50' 10" 東経 144° 05' 53"	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55
		本郷	網走郡大空町女満別本郷219	北緯 43° 53' 52" 東経 144° 07' 58"	2.60	3.20	5.10	5.30	5.75
美幌川	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	北緯 43° 49' 45" 東経 144° 07' 19"	9.40	9.70	11.20	11.40	12.03

水防警報の基準

	河川名	水位観測所	所在地	平常水位 (m)	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)
基準地点	網走川	津別	網走郡津別町字最上	67.69	68.90	69.80	70.50	70.70	72.29
		美幌	網走郡美幌町字鳥里3丁目	7.80	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55
		本郷	網走郡大空町女満別本郷219	1.09	2.60	3.20	5.10	5.30	5.75
	美幌川	美幌橋	網走郡美幌町字美芳	8.33	9.40	9.70	11.20	11.40	12.03
基準地点以外	網走川	川尻漁港	網走郡大空町女満別湖南	0.29	0.90	1.00	—	—	2.35
		大曲	網走市字大曲	0.20	0.70	0.90	—	—	2.29

(1) 洪水予報の種類及び発表基準等

ア 名称の解説

水位名称	解説
はん濫注意水位	市町村長が発する避難準備情報等の発令判断の目安、町民のはん濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位
避難判断水位	市町村長が発する避難勧告等の発令判断の目安、町民の避難判断の参考となる水位
はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位
水防団待機水位	水防団が出動のために待機する水位

イ 予報の種類・標語及び発表基準等

種類	標語	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。

ウ 洪水の危険レベルに対応した表現等

危険レベル	洪水予報の標語 (洪水予報の種類)	水位の名称	町、町民の行動
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機
レベル 2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位	・町は避難準備情報(要配慮者避難情報)発令を判断 ・町民ははん濫に関する情報に注意 ・水防団出動
レベル 3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	・町は避難勧告等の発令を判断
レベル 4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位	・町民の避難完了
レベル 5	はん濫発生情報 (洪水警報)	(はん濫発生)	・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たにはん濫が及ぶ区域町民の避難誘導

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

警 報	内 容	発 表 基 準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動時間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出 動	機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川はん濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位に達するおそれがあるとき
警 戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指して警戒するもの	河川はん濫警戒情報等により、又はすでにはん濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

※この運用の他、気象状況、河川状況によりそれぞれの警報を発令できる。

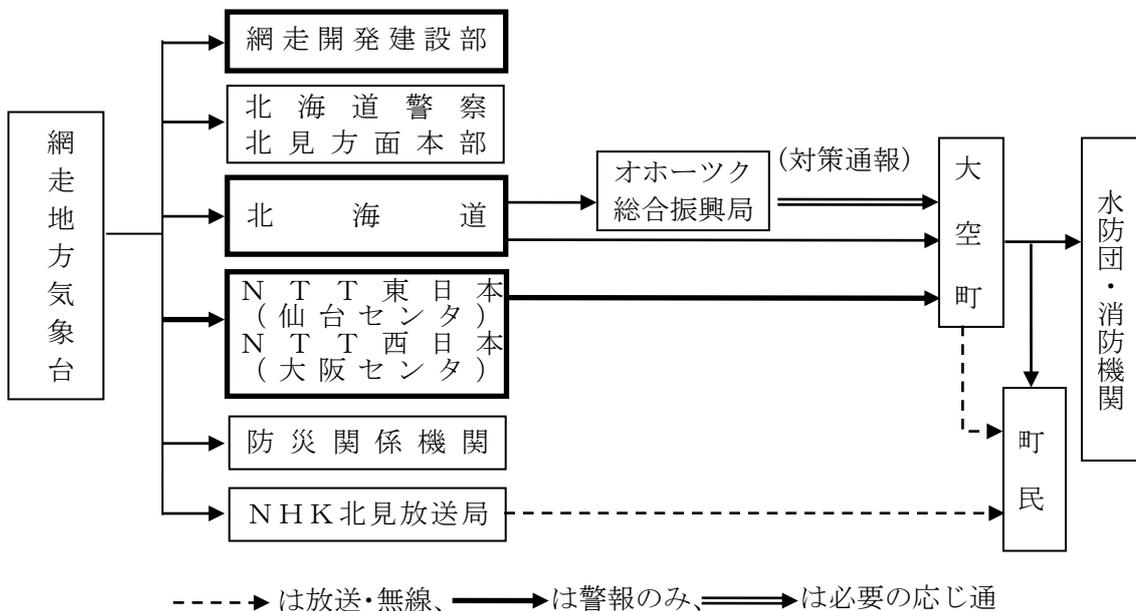
※水防警報基準点以外の観測所ではん濫警戒水位（はん濫危険水位）に達し、さらに上昇中のときは、水防警報基準観測所において、はん濫警戒水位（はん濫危険水位）に達するおそれがあるので水防警報待機（出動）を発表する。

2 水防活動用気象警報等の伝達

水防管理者は、水防活動の利用に適合する注意報、警報及び情報の通知を受けたときは、次により伝達を行う。

(1) 水防活動用気象警報（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

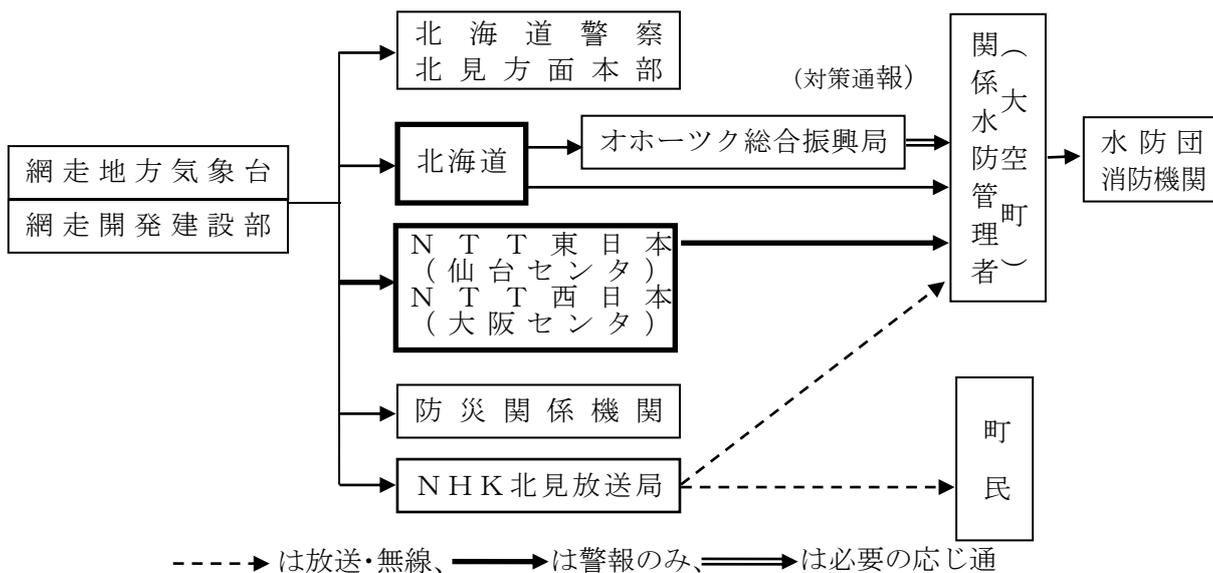
ア 水防活動用気象注意報・気象警報



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第3号の規定に基づく法定伝達先

イ 洪水予報（指定河川）

(ア) 網走開発建設部と網走地方気象台が共同で発表する場合（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

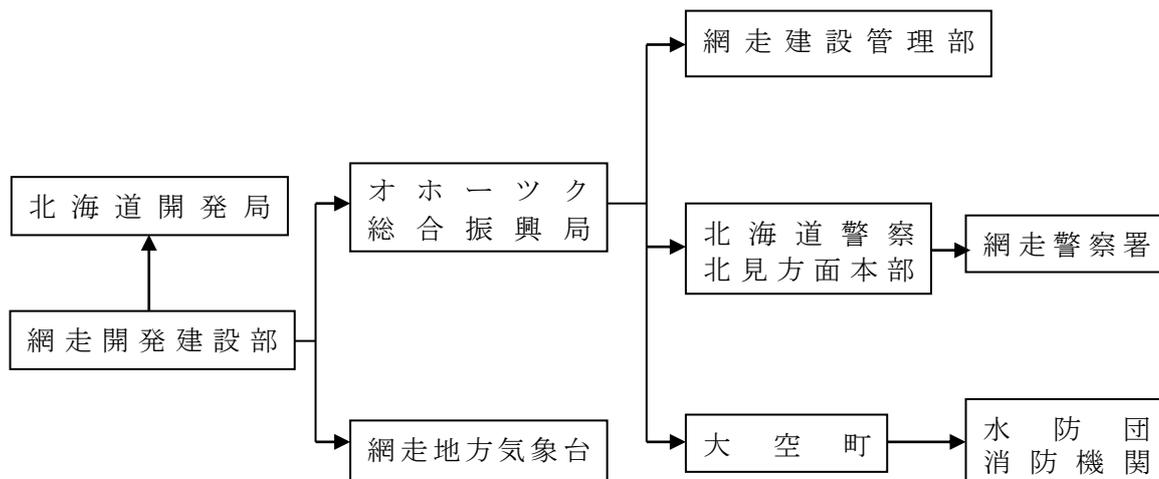


※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第4号の規定に基づく法定伝達先

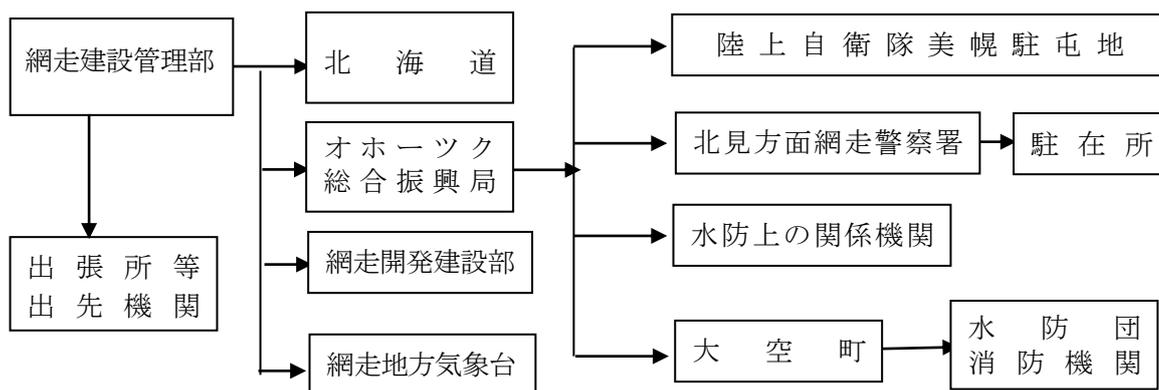
※ NTT東日本・西日本は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって指定河川洪水予報の通知に代えている。

(2) 水防警報（法第16条）

ア 北海道開発局が発表する場合



イ 北海道が発表する場合



3 雨量及び水位の観測通報系統図

雨量、水位の通報系統図は、次のとおりとする。



第4節 水防信号

1 水防信号の指定

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	警戒水位に達したとき及び気象台から気象の通報を受けたとき発する信号
出動第1 信号	○- ○- ○ ○- ○- ○ ○- ○- ○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機関に属するもの全員出動信号
出動第2 信号	○- ○- ○- ○ ○- ○- ○- ○ ○- ○- ○- ○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難) (立退き)	乱 打	1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる信号

(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

1 町の非常配備体制

町は、法第16条第1項に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想される
ときからその危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防事務を処理
する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、大空町地域防災計画に基づく非常配備体制に
より処理する。

町の非常配備基準

種 別	配備の時期	配備内容
準備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象等の状況により洪水、津波等のおそれがあると認められ、水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表され、洪水のおそれがあるとき 2 知事が気象庁長官と協議し、洪水予報をしたとき 3 国土交通大臣による水防警報の通知を受けたとき又は知事による水防警報をしたとき 4 その他必要により水防対策本部長が指令したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務班、地域振興班の班長、副班長、防災担当者及び必要とする班を召集し情報収集、関係機関との連絡に当たる。 2 状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第1非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 大型台風の接近等で被害の発生が予想される時 2 洪水等により、人的被害又は住家被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時 3 その他必要により水防対策本部長が指令したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課所属職員のおおむね5分の1以内の職員をもって所掌する応急対策に当たる。 2 事態の推移に伴い速やかに第2非常配備に移行し得る体制とする。
第2非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予測される時、又は災害が発生したとき 2 その他必要により水防対策本部長が当該非常配備を指令したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課所属職員のおおむね3分の2の職員をもって所掌する応急対策に当たる。 2 事態の推移に伴い速やかに第3非常配備に移行し得る体制とする。
第3非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域にわたる災害の発生が予想される時、又は被害が甚大であると予想される場合に水防対策本部長が当該非常配備を指令したとき 2 予想されない重大な被害が発生したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制とする。

消防機関の非常配備基準表

種 別	配備の時期	配備内容
第1非常配備 (待 機)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報(待機)が発令されたとき 2 大雨警報、洪水警報が発表され局地的な被害の発生が予想されるとき 3 町長待機の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 当務消防隊非常警戒体制に入る。 2 当務隊員による担当区域の警戒、巡視に入る。 3 消防職員及び消防団員の一部を召集し、非番の職員及び団員に待機を指示する。
第2非常配備 (準 備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報(準備)が発令されたとき 2 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき 3 町長から、出動の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全消防職員及び消防団班長以上を召集する。 2 警戒、巡視の強化を行う。 3 対策本部に連絡員を派遣し、情報の収集を行う。
第3非常配備 (出 動)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報(出動)が発令されたとき 2 大雨警報、洪水警報が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき 3 町長から出動の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び消防団員の全員を召集し、水防活動、避難救助活動を実施する。

第2節 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させる。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求める。

河川別巡視責任者は、次のとおりである。

担当する河川等	巡視担当	巡視責任者
網走川	建設課	建設課長
網走湖	建設課	建設課長
女満別川	建設課	建設課長
トマップ川	建設課	建設課長
藻琴川	建設課分室	建設課長

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、町長が非常配備を指示したときは、担当する水防区域内の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに町長に報告し、町長は、直ちに河川管理者等に連絡する。

なお、堤防等の監視警戒に当たり、特に留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 居住側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及び軟弱化又は崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂及び崩れ
- (3) 上端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防、津波防護施設の水があふれる状況
- (5) 排水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付け部分の異常
- (7) 溜池等は(1)から(6)までのほか、次の事項に注意すること
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及び浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ 重ね池の場合における上部溜池の状況
 - カ 水門の漏水による亀裂及びがけ崩れ

第3節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

2 警察官の警戒区域の設定

警戒区域において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

3 警戒区域設定の報告

消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定したときは、直ちに水防管理者、消防長及び網走警察署長に報告する。

第4節 水防工法

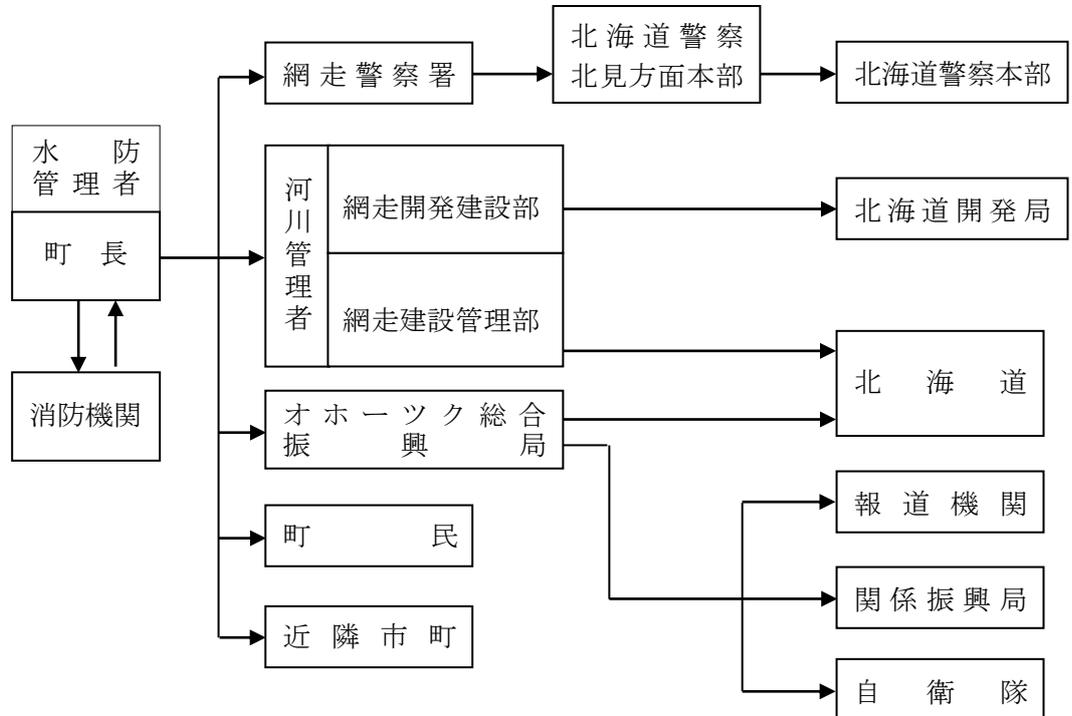
水防作業を行うに当たっては、堤防の構造・流速・堤防斜面・護岸の状態等を考慮し、最も有効適切な工法で実施する。

工法については、国土交通省河川局防災課で発刊している「水防のしおり」を参考とする。

第5節 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防長等は直ちに次表により通報する。

■ 堤防等の決壊通報系統図



(注) 消防長及び水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行う。

第6節 水防標識及び立入検査証

1 水防標識

水防のために出動する車両、舟艇等の標識は、法18条の規定により知事の定めによる。

2 資料収集のための職員等の身分証明書

法第49条第2項に定める業務を行うための職員、消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりとする。

<表 面>	<裏 面>
<p style="text-align: center;">水 防 立 入 検 査 証</p> <p>住所 職名 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水防管理者 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。</p> <p>2 本書は、身分を失ったときは、直ちに発行者に返還すること。</p> <p>3 本書は、水防法49条第2項による立入票である。</p>

9 cm

6 cm

第7節 避難及び立退き

1 避難及び立退きの指示

水防管理者は、堤防が決壊した場合、又は決壊のおそれのある場合は、大空町地域防災計画（一般災害編）第5部「災害応急対策計画」第6章「避難対策計画」の定めるところに準じ、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退きを指示する。

その際、要配慮者に対しては、多様な手段を活用して確実に伝達するとともに、避難支援に万全を期する。

なお、立退を指示したときは、速やかに北海道知事（オホーツク総合振興局長）及び網走警察署長に報告しなければならない。解除した場合も同様とする。

2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者に対し、避難のための立退きを指示する。

この場合において、直ちにその旨を水防管理者に通知する。

3 避難者の輸送

避難者の輸送、避難場所の指定は、一般災害編第5部「災害応急対策計画」第10章「輸送計画」のとおりとする。

4 避難場所の指定

避難者の輸送、避難場所の指定は、一般災害編第5部「災害応急対策計画」第6章「避難対策計画」のとおりとする。

第6章 公用負担等

法第 28 条の規定により公用負担命令を行うときは、公用負担命令票を交付して行う。

第 1 節 権限行使

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他資材の使用若しくは収用
- (3) 建設機械、その他運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物、その他障害物の処分

第 2 節 公用負担権限委任証

第 1 節により、公用負担命令を行うときは、水防管理者、又は消防長にあつてはその身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があつた場合は、これを呈示する。

第 号

公用負担権限委任証

住所
職名
氏名

上記の者に 区域における水防法第 28 条
第 1 項の権限行使について委任したことを証明
する。

年 月 日

委任者 氏名 印

9 cm

6 cm

第3節 公用負担命令書

公用負担の権限を行使する者は、次に定める証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

様式

第	号	公 用 負 担 命 令 書
		住 所
		氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。		
1	目的物	
	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 種類	
	(4) 数量	
2	負担内容	
	(使用、収容、処分等について証記すること)	
	年 月 日	
	命令者	職
		氏名

第4節 損失補償

水防管理者は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条第2項の規定により、損失を補償しなければならない。

第5節 公務災害補償

法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例」(昭和32年条例第1号)の定めるところにより補償しなければならない。

第7章 水防報告

第1節 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長及び河川管理者に報告する。

- (1) 消防機関に出動を要請したとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

第2節 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに次に定める様式による水防活動実施報告書を翌月5日までにオホーツク総合振興局長に2部提出する。

水防活動実施報告書

自 年 月

至 年 月

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 25万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延べ人数	主要資材	その他資材	計	使用資材費			
						団体数	主要資材	その他資材	
オホーツク総合振興局分 (前回迄)		人	円	円	円				
月分									
月分									
小 計									
累 計									
水防管理団体分 (前回迄)									
月分									
月分									
小 計									
累 計									

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること
- 6 「左のうち主要資材 25万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること

第8章 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法の技能を習得させるため、法第32条の2及び3に定めるところにより水防訓練を実施する。

第1節 水防訓練

町は、毎年、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努める。

第2節 津波避難訓練

本町の区域の一部が、津波災害警戒区域に指定された場合には、消防機関及び水防協力団体は、町長が行う津波に係る避難訓練（津波防災地域づくりに関する法律第70条における「津波避難訓練」）が行われるときは、これに参加しなければならない。

また、指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならない。